

付 属 資 料

- 1 西東京市行財政改革推進委員会委員名簿
- 2 西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について（諮問）
- 3 西東京市行財政改革推進委員会審議経過
- 4 西東京市行財政改革推進委員会条例

西東京市行財政改革推進委員会 委員名簿

氏名	職業・所属	備考
よこみち きよたか 横道 清孝	政策研究大学院大学教授 地域政策プログラムディレクター	委員長
あさお ゆたか 浅尾 裕	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 労働政策研究所統括研究員	
かさま のりゆき 笠間 憲之	シチズン時計(株)東京事業所 所次長 管理本部拠点業務室 室長	
かとう うたみ 加藤 うたみ	公認会計士	
こうさか あきこ 高坂 晶子	(株)日本総合研究所 調査部 主任研究員	
にしかわ よしまさ 西川 義昌	公募市民	副委員長
いまお たいじ 今尾 泰二	公募市民	
うがじん かずお 宇賀神 一雄	公募市民	

16 西企企第 175 号
平成 16 年 7 月 9 日

西東京市行財政改革推進委員会
委員長 横道 清孝 様

西東京市長 保谷 高 範

西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について（諮問）

西東京市が合併により誕生してから 3 年余が経過いたしました。本市におきましては、合併を究極の行財政改革と位置付け、少子高齢化社会の到来や経済の低成長、多様化する行政需要に対応し得る効率的な行政体制を目指して、鋭意努力してまいりました。

しかしながら、この間、三位一体の改革や行政に求められる役割の変化等、本市を取り巻く情勢は大きく変化してきており、将来にわたり市民サービスの向上を図っていくためには、時代の変化に対応したさらなる行財政改革が求められているものと考えております。

本年度が現行の行財政改革大綱の最終実施年度に当たることから、これまでの取組成果を踏まえた、新たな行財政改革大綱を速やかに策定いたしたいと存じます。つきましては、西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について諮問いたしますので、よろしくご教示くださるようお願いいたします。

西東京市行財政改革推進委員会審議経過

日 程		議 題
第 1 回	平成 16 年 7 月 9 日	委員長及び副委員長の選出 委員会の運営方法について 諮問 今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 16 年 8 月 24 日	行財政改革大綱実施項目取組み状況報告 西東京市の概況について
第 3 回	平成 16 年 9 月 29 日	西東京市の概況について
第 4 回	平成 16 年 10 月 29 日	行財政改革の方向性について
第 5 回	平成 16 年 11 月 19 日	行財政改革の方向性について
第 6 回	平成 16 年 12 月 22 日	行財政改革の方向性について
第 7 回	平成 17 年 1 月 28 日	答申素案について
第 8 回	平成 17 年 3 月 23 日	答申案について

西東京市行財政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現するため、西東京市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、調査審議する。

2 委員会は、市長から行財政改革の推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5人

(2) 市民 3人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。